

◎議 事 日 程（第1号）

平成17年6月13日（月曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 市長招集あいさつ並びに施政方針説明
- 日程第5 議案第1号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 愛西市都市計画審議会条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 海部津島環境事務組合理約の変更について
- 日程第13 議案第9号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第10号 愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約について
- 日程第15 議案第11号 市の境界変更について
- 日程第16 議案第12号 平成17年度愛西市一般会計予算について
- 日程第17 議案第13号 平成17年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第18 議案第14号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第15号 平成17年度愛西市老人保健特別会計予算について
- 日程第20 議案第16号 平成17年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 平成17年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第20号 海部地区休日診療所組合理約の変更について
- 日程第25 同意第1号 愛西市監査委員の選任について
- 日程第26 同意第2号 愛西市監査委員の選任について
- 日程第27 同意第3号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第4号 愛西市公平委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第5号 愛西市公平委員会委員の選任について

- 日程第30 同意第6号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第31 同意第7号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第32 同意第8号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第33 同意第9号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第34 同意第10号 愛西市教育委員会委員の任命について
 日程第35 同意第11号 愛西市教育委員会委員の任命について
 日程第36 同意第12号 愛西市教育委員会委員の任命について
 日程第37 同意第13号 愛西市教育委員会委員の任命について
 日程第38 同意第14号 愛西市教育委員会委員の任命について
 日程第39 推薦第2号 愛西市農業委員会委員の推薦について
 日程第40 選挙第6号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
 日程第41 選挙第7号 海部津島水防事務組合議会議員の選挙について
 日程第42 請願第1号 乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（56名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君
15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	28番	佐藤肇君
29番	加藤和之君	30番	黒田勝一君
31番	大河内通彦君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君

35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
52番	渡辺治雄君	53番	佐藤勇君
54番	太田芳郎君	55番	加藤正利君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠席議員（1名）

51番 堀田幸比古君

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	教育長	青木萬生君
秘書室長	水谷正君	総務部長	杉山政男君
企画部長	石原光君	教育部長	八木富夫君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	若山富士夫君
市民生活部長	藤松岳文君	福祉部長	山田信行君
保健部長 佐屋	中野正三君	消防長 田	古川一己君
総合支所長 八開	加賀和彦君	総合支所長 佐織	伊藤忠俊君
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開会

○議長（横井滋一君）

平成17年6月愛西市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新市発足以来、初めての定例会、各位には御多用の中、御出席賜りまして御苦労さまでございます。

本日、提案されました案件は、条例改正、制定初め17年度各会計予算、あるいは人事案件等、大変重要な議案ばかりでございます。また、その内容も多種多様であり、膨大なものがあります。市政の運営方針につきましては後ほど説明がありますが、議会といたしましては、全市民の福祉増進の見地から十分な検討を加え、市民の要望を市の諸施策に反映すべく努力したいと存じます。議員各位の綿密周到な御審議により、適正、妥当な議決に至りますよう切に要望する次第でございます。また、議会運営につきましては、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

51番・堀田幸比古議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（横井滋一君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、3番・翠川三津子議員、4番・榎本雅夫議員の御両名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、5月23日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

委員長、お願いします。

○議会運営委員長（佐藤 勇君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る5月23日、委員全員と正・副議長さんにも御出席をいただき、開催いたしました結果、会期は本日6月13日から6月30日までの18日間と決しました。

なお、本日9時より議会運営委員会を開催いたしまして、一般質問日を20日、21日の2日間

と決め日程表を配付させていただいておりますが、質問者が18名程度ということで、6月22日水曜日も一般質問の予備日として決しましたので、御報告させていただきます。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたしますまして、報告を終わります。以上です。

**○議長（横井滋一君）**

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より30日までの18日間といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より30日までの18日間と決定いたしました。

ただ、選挙第7号につきましては本日議決する予定でございます。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

まず最初に、海部南部水道企業団議会議員の大河内通彦議員、お願いいたします。

○31番（大河内通彦君）

海部南部水道企業団の議会報告をさせていただきます。

去る5月23日月曜日の10時30分から会議がございまして、議題といたしましてはお手元の資料のとおりでございます。

それで、議員は我が愛西市と十四山議員の一部がかわりまして、議席の指定、それから会議録の署名、会期の決定、副議長選挙、常任委員の選任等ございました。

主なところを報告しますと、まず議席の指定についてはほとんど今までどおりの議席になりました。

次に副議長の選出でございましたが、我が愛西市の井桁憲雄議員が再任という形で選任をされました。

それから常任委員の選出でございましたが、お手元の資料のとおり、黒塗りのところの議員が再任されました。

それから監査委員の選任につきましてはですが、この件につきましても昨年どおり我が愛西市の石崎たか子議員が再任されました。

次に主なところを言いますと、補正予算ですが、お手元の資料のとおり、あくまでも補正予算でございますので、営業外費用ということで12万5,000円が減額という補正予算でございます。これらの件につきましても全員賛成ということで可決をされております。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

次に、海部津島環境事務組合議会議員の石崎たか子議員、お願いいたします。

○49番（石崎たか子君）

それでは、海部津島環境事務組合の議会議員報告をさせていただきます。

去る5月30日、海部津島環境事務組合におきまして、平成17年度第1回の海部津島環境事務組合の臨時会がございました。その折に、議長さんにつきましては美和町の堀田議員でございましたが、美和町の議員改選によりまして大治町の織田八茂議員に決定をいたしました。

それから議席の指定でございますが、一番後ろにとじてございます。今まで私どもは町村でしたので、19番から最後ということではございましたが、愛西市となりまして5番から12番、佐藤議員、古江議員、平野議員、鬼頭議員、吉川議員、大宮議員と加藤議員ということで、きょうの発表は順番の若い者からということで私がさせていただきます。お願いをいたします。議席の指定も以上でございます。

それから、諸般の報告については次のページからになってございますが、少し縮小してございますので小そうございますが、八穂クリーンセンターの状況についてとか、八穂クリーンセンターの運営協議会について、また上野センターの改修工事について、そして給与等審議会及び給与等整備状況等調査会について、愛知県労働委員会について、それから顧問弁護士について、上申書についてなど、経過報告がここに添付してございますので、後からお読みいただければ結構かと思えます。よろしくお願いいたします。

それから議案第5号になるんですが、海部津島環境事務組合塩田センター運営協議会設置条例等の一部を改正する条例については、平成17年4月1日をもって西部4町村が合併し愛西市となり、所在地名の変更に伴い規定を整理する必要があるためということで、全員の賛成で決定をいたしております。

そして、追加といたしまして議員提出議案でございますが、円滑な環境行政の推進を求める決議といたしまして、津島の4人の議員さんによりましてこの決議をなされまして協議いたしました。賛成多数でこの意見に賛成をいたしました。それで、こちらはこの案を提出するのは、住民の生活環境を守るための事業、環境行政の円滑な推進に重大な影響を与えることが考えられるためということで、これも賛成多数でしたので、了解といたしました。

以上が組合の報告でございます。ありがとうございました。

○議長（横井滋一君）

次に、海部津島水防事務組合議会議員の堀田 清議員、お願いいたします。

○24番（堀田 清君）

水防事務組合議会議員報告をいたします。

去る平成17年5月2日午後2時より、飛島村役場におきまして平成17年第1回臨時議会が開かれました。

付議事項といたしまして、組合議会議長選挙について、組合議会副議長選挙について、組合議会選出の監査委員の選任について、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございました。

議会議長の選挙につきましては、我が愛西市の大島功氏、副議長には飛島村の佐藤幸雄氏、監査委員には大治町の山田正美氏、規約の変更につきましては全員賛成をもって決されました。なお、議員名簿が添付をされておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に私から報告をいたします。

愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が市長より提出されました。写しをお手元に配付いたしております。よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ並びに施政方針説明

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・市長の招集あいさつ並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに愛西市として初の定例会議会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今定例会には人事案件を初め、平成17年度予算、条例改正等を御提案申し上げ、御審議をお願いするものでございますが、開会に当たり、私の市政運営に対する所信の一端を申し上げ、市議会並びに市民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、多くの市民の皆様から御支持をいただき、このたび初代愛西市長として今期市政を担当させていただくこととなりました。まことに光栄に存じますとともに、その責務の重大さに改めて身が引き締まる思いでいっぱいであります。

殊に議員の皆様方とは市政を担う両輪として、それぞれの役割や責任を果たしながら連携をとり合い、6万7,000人余の幸せと豊かな市民生活の実現を目指して協働の市政運営に当たっていく考えでおりますので、どうか一層の御指導、御助言、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて御承知のとおり、今日の社会情勢は依然として不透明な状況にあり、国と地方公共団体との関係につきましても構造改革の流れの中で歴史的変革を迎えております。とりわけ国、地方とも厳しい財政状況を踏まえ、三位一体の改革が議論されており、地方自治体を取り巻く環境はより一層厳しくなるものと予想されております。こうした時代の潮流をいち早くとらえ、市民各位の理解を得ながら合併協議を進めてまいったところでありまして、その結果、2町2村による県内では最初の対等合併を成就し、新市が誕生したわけでございます。

合併はそれ自体が目的ではなく、あくまでまちづくりの一つの手段であり、その効果を最大

限発揮し、新市建設計画に掲げる諸施策を計画的かつ着実に取り組むことにより、今後市民の皆様一人ひとりに「合併してよかった」「住んでよかった」と愛西市に愛着と誇りを持っていただけるようなまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

私は、5月16日の初登庁から今日まで、相次ぐ事業の開催や関係会議への出席、さらに来客の対応にと多用な1ヵ月間を過ごさせていただきました。今の時期、何を改革し、何を变えていかねばならないのか、そして守っていくもの等を考えますとき、とりわけ人と人との対話、心を大切にする愛のある行政を推進し、市民の皆様とともに新しい自治の仕組みを築き上げていかねばならないと思っております。こうした基本的な考えのもとに、今期市政の抱負として、これから申し上げます項目をまず重点的に実行し、市民の皆様の福祉向上に努めてまいりたいと思います。どの項目も大切と考えておりまして、その序列はなく、常々頭に描きながら市政を進めたいと考えております。

まず、一つには行財政改革であります。

今後施策を幅広く推進していくために、まず市職員としての自覚、責任感を持つことが肝要であります。今、最も必要な行政改革を行うため、より簡素でより効率的な体質改善を図ることで、まず職員の意識改革を進めてまいりたいと考えております。その取り組みとして、各庁舎内の電気を小まめに消す節約や庁舎全面禁煙と身近なところから進めていきたいと思っております。また、公約として掲げてまいりました市長給料10%カットは今議会に特例条例の制定として提案を申し上げます。議員各位には格別の御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

次に、合併協議会で確認されました、新市建設計画の中にも記載がされております少子化対策であります。

昔より「子は宝」と言われておりますように、若年層の減少はその地域の活力を減少させる原因の一つと思っております。その一策として、子供を育てやすい環境づくりが必要であることから、学校の空き教室など既存施設を利用しながらの学童保育の実施、また児童館や子育て支援センターなどの整備も図り、育児の環境づくりを推し進めたいと考えております。

また、高齢者や障害者の人々が家庭や地方で自立し、安心して生活できる環境の形成や、充実した各種福祉サービスが提供できるよう努めてまいります。

さらには防災対策であります。

東海、東南海地震が危惧をされている中、水害のみではなく、大震災を含めた地域体制の強化は必要であります。市内全域に自主防災会を順次整備し、自主防災体制の充実に努めてまいりたいと思います。また、市内を結ぶ地域間ネットワークの整備として市内連絡道路網の整備を進めるとともに、岐阜県との新たな交流を創出する木曽川新架橋建設の実現に向けて積極的に推進してまいります。

水や緑などの豊かな自然の中で、地域住民の皆さんから、この地域を訪れた人まで、だれもが水と触れ合い、安らぎと憩いの場としての水辺環境を生かした親水公園の計画についても進めてまいりたいと考えております。こうした諸事業を遂行するに際しましては、何よりも議員

並びに市民各位の御協力が欠かせません。何とぞ今後一層の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年度の各種事業、施策については、平成17年度予算に反映をさせていただいております。基本的には、合併調整項目を反映させた上で、旧4町村の総合計画等に位置づけられた事業計画を踏まえ、各町村査定を経た内容を取りまとめ編成をいたしました。主な内容につきましては、お手元に配付の概要書にお示しをさせていただきました。

それぞれの事業の内容につきましては、後ほど担当より御説明を申し上げますが、御提案申し上げます諸議案は、いずれも重要な案件ばかりでございます。どうか十分に御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、招集の冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第1号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第1号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、市長の給料の特例を定めるため必要があるからでございます。よろしく願いをいたします。後ほど担当より、詳細につきまして御説明を申し上げます。

○総務部長（杉山政男君）

それでは、はねていただきまして愛西市条例第151号をお願いいたします。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例。

第1条は目的でございまして、この条例は、愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号。以下「給与条例」という。）に規定する市長の給料の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条は給料月額の特例でございまして、市長の給料月額は、給与条例別表第1、93万円の規定にかかわらず、10%カットの83万7,000円とするものでございます。

附則といたしまして、1で施行期日、この条例は、平成17年7月1日から施行するものでございます。

2として失効でございまして、この条例は、現市長の任期期限の平成21年5月14日に限り、その効力を失うものでございます。以上、よろしく願いいたします。

◎日程第6・議案第2号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市都市計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第2号：愛西市都市計画審議会条例の制定について。

愛西市都市計画審議会条例を別紙のように定める。平成17年6月13日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、都市計画法第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、制定する必要があるからであります。後で担当より、詳細については御説明を申し上げます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、議案第2号：愛西市都市計画審議会条例の制定について説明をさせていただきます。

第1条でございますが、本条例は都市計画法第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、愛西市都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定める旨を述べております。

第2条では、都市計画行政の円滑な運営を図るために、愛西市都市計画審議会を設置する旨を述べております。

第3条でございますが、第1項では委員は15人以内とすること、第2項では学識経験のある者、市議会議員のうちから市長が任命すること、第3項では委員の任期を2年とすること、補欠委員の任期は前任者の残任期間とすること、また第4項では委員は再任できることを述べております。

第4条でございますが、第1項では、審議会に特別の事項を調査審議させるために、必要があるときは臨時委員若干名を置くことができること、第2項におきましては、その臨時委員は市長が任命すること、第3項では、その臨時委員は当該特別の事項に関する審議が終了したときは解任される旨を述べております。

第5条でございますが、第1項では、審議会に会長を置くこと、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によって会長を定めるものとする、第2項におきましては、会長は会務を総理すること、第3項では、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することを言っております。

第6条でございますが、第1項では、審議会は会長が招集し、会議の議長となること、第2項におきましては、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこと、第3項では、審議会の議事に出席した委員及び議事に関係ある臨時

委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる旨を述べております。

第7条では、審議会の庶務は、経済建設部都市計画課において処理することを言っております。

第8条では、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が定める旨を述べております。

なお附則でございますが、附則におきましては、この条例は、公布の日から施行すること、またこの条例が公布されて最初の委員の任期は、第3条第3項の中で2年と定めておりますが、平成19年3月31日までとすることを述べております。以上であります。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第3号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第3号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第3号：愛西市税条例の一部改正について。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるためであります。詳細は担当より説明申し上げます。

##### ○総務部長（杉山政男君）

では、はねていただきまして、愛西市条例第153号：愛西市税条例の一部を改正する条例でございます。議案第3号資料、愛西市税条例の一部改正（案）の概要説明を御配付させていただいておりますので、その資料によりまして御説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは最初に第24条第1項第2号でございますけれども、個人の市民税の非課税の範囲でございます。改正内容といたしましては、年齢65歳以上の者（前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）の非課税措置を段階的に廃止するため削除するものでございまして、経過措置として、平成18年度の均等割につきましては3,000円が1,000円、平成19年度分の均等割につきましては3,000円が2,000円、平成20年度分からは3,000円となるものでございます。

次に、第36条の2第1項は市民税の申告でございます。内容につきましては、地方税法の第317条の6第3項（公的年金等の支払をする者は、1月31日までに公的年金等支払報告書を市長に提出）の改正に伴い、項ずれによる改正であります。次に、第3項は項ずれによる改正でございます。

それから、第63条の3第2項は法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出でして、第2項の内容は法第349条の3の3の改正に伴い、避難指示期間が災害発生の翌年以降に及んだ場合、住宅用地特例の適用期間が避難指示解除後3年間まで延長されることになりました。それに伴いまして、これにより住宅用地特例が適用されていたマンション等の部分所有家屋の敷地の用に供されている土地の、これは共有土地でございますけれども、その案分の申し出期間も同様に3年間まで延長されたものでございます。

第74条の2は被災住宅用地の申告でございますして、第1項の内容は法第349条の3の3の改正に伴い、住宅用地特例の適用期間が避難指示解除後3年間まで延長されましたものでございまして、これに伴い被災住宅用地の申告期間も同様とするものでございます。第2号は字句の訂正でございます。

第2項の内容は、法第349条の3の3の改正に伴い、住宅用地特例の適用期間が避難指示解除後3年間まで延長されました。これに伴い、住宅用地の申告規定の適用除外にも含めるものでございます。

はねていただきまして、附則第8条第1項は肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でございますして、改正内容といたしましては、適用期間の延長によるものでございまして、現行「平成18年度」を改正後は「平成21年度」までとするものでございます。

附則第10条の3は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございますして、第1項の内容は施行規則附則第7条の2の改正に伴う引用条項の整理をするものでございます。

第2項は阪神・淡路大震災により滅失し、または損壊した家屋の所有者が受ける代替取得家屋の特例の適用期間を「平成20年度」までの延長とする改正と字句の整備をするものでございます。

次に附則第15条は読みかえ規定でございますして、土地特別保有税の非課税措置に関して、平成16年度末で適用期限が到来するものについては、規定を在置する意味合いに乏しいことから、法附則第31条の2が削除されることによる引用条項の整備でございます。

次に、附則第15条の2は特別土地保有税の課税の特例でございますして、特別土地保有税の課税の特例に関して、平成16年度末で適用期限が到来するものについては、規定を在置する意味合いに乏しいことから、改正前第6項を、内容欄でございますけれども、法附則第31条の3の第4項の削除に伴い削除するものでございます。それから改正前第6項の削除に伴い、改正前第7項を改正後は第6項にするもので、条文中につきましても項ずれにより改正するものでございます。改正前の第8項は、法附則第31条の3第6項の削除に伴い削除するものでございます。

次に、附則第16条の4は土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例でございますして、第1項は字句の訂正でございますして、第2号は平成16年度の税制改正において附則第18条第1項の各号（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例における税率）が削除されているため削除するものでございます。

はねていただきまして、附則第19条は株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例でございまして、第1項は字句の訂正及び項ずれによる改正でございまして、改正前の第2項は、改正内容でございすけれども、公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止により削除されるものでございます。以下は、第2項が削除されたことによりす項ずれによる改正でございす。

次に一番下のところの附則第19条の2第1項でございすけれども、これは特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設でございまして、改正案を見ていただきまして、特定管理株式、いわゆる特定口座で管理されている株式のこととございすけれども、それが当該特定管理株式の発行会社の清算終了等の一定の事実の発生による無価値化損失が生じた場合には、株式等の譲渡損失とみなす規定の創設でございす。

はねていただきまして、第2項は改正案のところとございすけれども、特定管理株式の譲渡所得等は、他の株式譲渡所得等と区分して計算するものでございす。第3項は、改正案のところとございすけれども、申告書に前ページで御説明申し上げました第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用するものでございす。

次に改正前の附則第19条の2第1項は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例でございまして、附則第19条の2の創設によりまして附則第19条の3に改めるものでございまして、条文の中につきましては、先ほど来申し上げております附則第19条の2の創設及び附則第19条第2項の削除等により改正案のとおり改めるものでございす。

次に、改正前第2項は、附則第19条第2項（公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の削除により削除するものでございす。

次に、改正前の附則第19条の3は、特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例でございまして、附則第19条の4に改正し、条文の中についても項ずれにより改正するものでございす。

一番下の改正前の附則第19条の4は、先ほど19条の4になったために条文番号のみ残されていたものを削除するものでございす。

はねていただきまして、附則第19条の5は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除でございまして、第2項及びその下に附則第20条第2項、それから第4項がございすけれども、この第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例でございまして、これも附則第19条第2項の削除及び附則第19条の2の創設によりす項ずれによる改正でございす。

それから第7項につきましては、特定株式の取得期間の延長でございまして、現行「平成17年3月31日」を2年間延長して「平成19年3月31日」までとするものでございす。

改正前の第8項は、附則第19条第2項（公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の削除により削除するものでございす。

一番下の改正前の第9項は、前項の改正前の第8項の削除により改正前の第9項が第8項に

なるものでございまして、条文中につきましても項ずれにより改正するものでございます。

なお、適用年月日につきましては、それぞれの項目ごとに適用年月日欄に記載してございますので、ごらんのほどよろしくお願いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 8 ・ 議案第 4 号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第 8 ・ 議案第 4 号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第 4 号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。詳細は担当より申し上げます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

愛西市条例第 154号について御説明させていただきます。

はねていただきまして、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第 123号）の一部を次のように改正するというので、これについてはもう 1 枚の方の一部改正新旧対照表という資料がございますので、そちらの方をごらん賜りたいと思います。そちらの方に改正後ということで書かれておる表のところを中心に説明させていただきます。

まず第 9 条の略ということで 2 項でございますが、排水設備の構造及び材質等は、市長が別に定める基準によらなければならないということで、この点につきましては、今までは14条でこの基準を設けておったわけでございますが、字句の整理上 9 条の方へ繰り上げをさせていただくものでございます。

次に、14条から18条までにつきましては、条をなぶることによって 1 項ずつ繰り上がっていくということでございます。

それから第19条、過料の関係でございますが、虚偽その他不正の行為により、第14条または第17条の規定による使用料または加入分担金の徴収を免れたものに対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処するというので、これは条を繰り上げたことによって14条と17条の字句を直させていただくというものでございます。

それから別表第1（第3条関係）でございまして、ここにつきましては、4月の当初の臨時議会等で御指摘を受けました点について訂正をさせていただくというものでございまして、別表第1につきましては、山路地区排水施設が今までは「山路森川」というふうが続いておりますのをこの真ん中に点を入れさせていただくということで、「山路・森川」というふうに点を入れさせていただいたということで直させていただいております。

それから下の八開北部地区排水処理施設につきましても、今まで点が抜けておったところの「川北・藤ヶ瀬」、その次に「鵜多須の一部」という字句を挿入させていただくというものでございます。

それからはねていただきまして、ここで別表第3（第17条関係）でございまして、下の欄で合併前の八開村地区というところをごらん賜りたいんですが、今まではそこに何も書かれておらなかったのを「30万円に、中途加入により必要となる排水施設の工事費等を合算した額とする」ということで、立田村地区と同様の字句を入れさせていただくものでございます。

なお、これにつきましては、当初にお断りがありましたように、私どもの不手際で若干議案を差しかえさせていただいたことをおわび申し上げますとともに、御審議の方をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第5号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第5号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとす。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからであります。詳細は担当より説明を申し上げます。

##### ○消防長（古川一己君）

それでは、愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして説明をさせていただきます。なお、説明につきましては、新旧対照表がとじてあります一番最後のページ、概要説明書の方で説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の改正の趣旨でございます。労働基準法施行規則、また労働者災害補償保険法施行規則、障害等級認定基準、これらの一部改正を受けまして、総務省消防庁におきましても同様に取り扱うことが妥当であるとして、この非常勤消防団員等に係る損害補償の基準に定める政令の一部を改正され、今回この改正を受けて条例の一部を改正するものであります。

まず改正の内容でございますけれども、内容に入ります前に少し確認をさせていただきたいと思っております。この条例の中で指の名称でございます。この条例の中におきましては、私ども小さいころ親指とっておりましたのは母指、それと次に、この条例の中にもあります。「示指」と書いて「シシ」と申します。それと一番長い指、「中指」と書いて「チュウシ」と読みます。それとその次の指、指輪をはめるという意味で「環指」と書いて「カンシ」、それと「小指」、これを「ショウシ」とこの条例の中ではうたっておりますので、この部分をまず御理解いただきたいと思います。

それでは改正の内容でございますけど、第1点でございます。手指の障害の等級の改定でございます。ここの中で示指を失ったもの、または小指を失ったものの改正について記載されております。現在までは示指の重要性を特に上げておりました、10級に等級の格付けがなされておりました。この示指について、今日の社会生活の中で物を持つのにあまり、万が一なければ不自由ですけれども、この中指、環指で代用ができるということで今回11級の方へ引き下げられております。また小指の関係でございますけれども、現在まで13級に格付けされておりましたけれども、この小指、現在のOA化等によりまして、小指を使うというのが非常に社会生活の中では大事あるということで12級の方へ格付けを引き上げております。また、複数の指を失ったものにつきましても、それぞれの等級を改正するとともに、また手指の用を廃したものについても失ったものと同様に準じて今回改正がなされております。

2点目、目の障害の等級の改定でございます。目の障害と申しますのは、複視、これは物が二重に見えるということでございます。現在まではこの目の障害については神経障害というような扱いをしておりましたけれども、今日の社会生活の中におきましては、ただいま申し上げましたOA化、またはいろんな高層建築物等で階段等が非常に多くなっておるということで、社会生活に非常に障害が大であるということで、今度は肉体的な障害ということで、今回の改正におきましては、それぞれ正面視で複視を残すもの、また正面視以外で複視を残すものと掲げておりました、それぞれ12級から10級、14級から13級への引き上げがなされたものでございます。

また、その他の所要の用語の整理でございますけれども、この障害等級につきましては、医学的、かつ極めて専門的な内容であることから、今回、労働者災害保険法、また地方公務員災害補償法等の制度においても同様の用語の整理がなされたため、今回の条例の改正につきましても同様の改定をするものでございます。なお、この条例の適用者、現在消防団員等にはございません。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第6号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第6号：愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。

愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、改正する必要があるからであります。詳細は担当より説明申し上げます。

○消防長（古川一己君）

愛西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この退職報償金の改正につきましては、今日まですべての団長以下団員まで、また30年以上と勤続年数、それぞれ改正がなされております。この改正の内容を見ますと、平成13年までは地方公務員の給与の引き上げに準じた改正がなされておりました、それ以後、地方公務員の給与の引き上げがなされておられません。よって、今回、それ以降につきましては、消防団員に対する地域社会としての感謝の意を込めた慰労金的な性格として位置づけをされ、この改正がなされてきたものでございます。

なお、今回の改正につきましては、中堅層の消防団員の処遇改善を図るため、分団長から部長及び班長まで、また勤務年数につきましては10年以上15年未満、また15年以上20年未満、20年以上25年未満、この3段階の中堅層の処遇改善を図るための一律2,000円の引き上げの改正を行うものでございます。なお、この基金につきましては、私ども消防団員等公務災害補償等共済基金と退職報償金支給責任共済契約を締結しておりますので、つけ加えさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横井滋一君）

ここでお諮りいたします。

時間も大分経過いたしましたので、休憩をとりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、この時計で10分までお願いいたします。11時10分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第7号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第7号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第7号：愛西市火災予防条例の一部改正について。

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、消防法等の改正に伴い、火災予防条例を改正する必要があるからであります。詳細は担当より説明申し上げます。

○消防長（古川一己君）

それでは、火災予防条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

お手元の議案第7号の資料、新旧対照表から、とじてございますけれども、後ろから3枚目のところの概要説明書に基づいて説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、今回の改正につきましては、昭和61年から減少を続けてまいりました火災による死者がこの平成14年以降 1,000人を超える最悪の状態となっているため、またこれからの高齢化の進展に伴い、さらに増加するおそれがあるために今回の改正をするものでございます。

まず大きく第1点目でございます。住宅における防火、安全性については、自己責任として消防法等の規制の対象外であったところではありますが、昨今の死者の増加に基づきまして市民社会における自己責任を全うするため、死者発生の抑制を図れるよう必要最低限の義務づけが必要とされ、今回の消防法の改正に伴いまして私どもの条例も改正するものでございます。

2点目でございます。この燃料電池発電設備でございます。これにつきましては、平成15年に発生いたしました三重県のごみ固形燃料発電所における爆発・火災事故を踏まえた再生資源燃料に係る条項の追加、またブリヂストンの栃木工場タイヤ火災事故等を踏まえた合成樹脂類に関する規定を設けております。なお少量危険物等の規制の関係につきましては、現在の条文を改めてソフト基準、ハード基準に明文化した形式的な改正でございます。

それでは改正の内容でございますけれども、先ほど申し上げました8条の3関係でございます。燃料電池発電設備の関係でございます。この燃料電池発電設備というものはどういうものかということでございます。皆さん方、中学校等で水の電気分解ということをされたかと思えます。水を電気分解すると水素と酸素が発生いたしました。その逆作用として考えていただきたいと思えます。水素と酸素を結合させて、水と電気をつくるというのが燃料電池発電設備でございます。その水素をつくるためにプロパンガス、またLPガスを使用するため火を使用することからバーナーを必要といたしております。よって、この条例では炉、また発電設備の規定を参考にして規準整理をしたものでございます。

それでは12条の関係でございます。内燃機関を原動力とする発電設備に関する規定でござい

ます。これにつきましては、今日ガスエンジン、またガスタービン式の発電機につきましては安全性が非常に高くなっております。その部分で保有距離を緩和したという条文でございます。

この29条の2から29条の7でございますけれども、これにつきましては今回の条例改正の目玉と申しますか、火災の逃げおくれによる死者の減少を図るための条例規定でございます。このような自己責任の規定につきましては、現在、道交法ではシートベルトの着用、またはチャイルドシート、建築基準法ではシックハウス対策としての換気扇設備等と同様の趣旨の条文でございます。

まず29条の2でございますけれども、すべての住宅の関係者は住宅用防災機器を設置、維持しなければならないと。これはすべてを対象にするものでございます。本日御参会の皆様方もすべて対象になります。

29条の3と29条の4でございます。防災警報器、また防災報知器というものでございます。防災警報器というのは、一つの警報器と一体となったものが防災警報器でございます。一つで感知して一つで発報するのが防災警報器。防災報知器は、感知する部分、また発報する部分がセパレート式のもの防災報知設備と考えていただければいいかと思えます。

それで、1項では防災機器を設置する部屋等の規定がなされております。この部屋等の規定につきましては、寝室、または階段、廊下等が規定されております。その2項につきましては、取りつける位置でございます。天井につける場合、はりからどれぐらいの距離離れたところ、また壁につけるときは天井から一定の距離を置いたところで設置しなさいという規定でございます。なお、この機器の代表例でございますけれども、この図に示してありますように、2階建てで、1階と2階に寝室を持ってみえるお宅の場合でございます。まず、寝室があるところには必ず設置する義務がございます。また2階に寝室がある場合、その2階階段の上部、マル住としてあるのがそうでございます。そこへ設置する義務がございます。よって、この図から2階の寝室をとりますと1階の寝室のみでいいということになります。また、それぞれ階が3階建ての家、また非常に居室等が多い家ということがいろいろ規定されておりますけれども、代表的な例といたしましては寝室にまずつけていただく。2階に寝室がある場合は、階段の上につけていただくということでございます。

この施行期日でございます。新築に関しましては、18年6月1日から設置義務が課されます。また、既存の住宅、現在皆様方のお宅につきましては、その2年後、20年6月1日から設置義務が課されておりますので、また私どもも各広報紙等を利用して、それぞれの住民の皆さん方全員に周知徹底できるよう頑張ってやっていきたいと思えます。

この3ページの31条の2から5ページの34条まででございますけれども、これにつきましてはハード基準とソフト基準を各項立てにして形式的な改正でございます。

それでは、4ページの34条をごらんいただきたいと思えます。34条の部分でございますけれども、形式的なソフト基準とハード基準も踏まえて、ここの34条に先ほど申し上げました再生資源燃料の部分の規定が追加されております。RDFと通称申しております。そのような燃料

の規定が、ソフト基準におきましては適切な水分管理、適切な温度の廃棄物固形化燃料等により受け入れること、または集積高等を規定しております。これは先般の事故の調査、解析によってこのような条項、規定がなされたわけでございます。

また5ページの合成樹脂類の屋外での貯蔵、または取り扱う場合ということで、第2項第3号、イトウがございまして、これにつきましては、先ほどブリヂストンタイヤの栃木工場の災害を受けて新たに整備がされた規定でございまして、栃木のブリヂストンタイヤの火災におきましては、建物火災からそれが近くに集積してありましたタイヤに燃え移ったというのが現場検証の結果わかったわけでございます。それによりまして、周囲の空地、また距離を設けなさいというのがこの規定でございまして。

主な規定内容については以上でございますけれども、再生資源燃料の数量としては1,000キログラムという規定がなされておりますので、よろしく願いをいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第8号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第8号：海部津島環境事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第8号：海部津島環境事務組合理約の変更について。

市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により、海部津島環境事務組合理約の一部を別紙のとおり変更するものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、佐屋町、立田村、八開村及び佐織町が合併し、愛西市となったことにより、地方自治法第290条の規定により、海部津島環境事務組合理約を変更することについて協議するため必要があるからであります。詳細は担当より説明申し上げます。

○市民生活部長（藤松岳文君）

議案第8号：海部津島環境事務組合理約の変更について御説明をさせていただきます。

それでは新旧対照表で御説明をしたいと存じますので、恐れ入りますがお開きをいただきたく存じます。

組合を組織する地方公共団体でございまして、(9)佐屋町、(10)立田村、(11)八開村、(12)佐織町とありましたものを、改正後(2)の愛西市と、あと順に送っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法でございまして、各町村2名でございましたが、愛西市として4名とし、定数を「26人」から「22人」とするものでございます。

次に、組合の執行機関の組織及び選任の方法でございます。副管理者「12人」を「9人」に、同条第3項中、副管理者のうち「11人」とありますのを「8人」と改めたいというものでございます。

恐れ入りますが前に戻っていただきまして、附則の御説明をしたいと思っております。

施行期日でございますが、愛知県知事の許可のあった日から施行するというところでございます。

次に適用でございますが、変更後の海部津島環境事務組合理約の規定は、この規約の議決の日から愛知県知事の許可のある日までの間は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定により適用するものでございます。

次に経過措置でございますが、組合の議会の議員の定数は、平成18年3月31日までの間、変更前の規定によるものとなっておりますので、よろしくお願ひします。

次に負担金の特例措置でございますが、平成17年度の負担金は旧4町村分を愛西市が継承するものでございますので、よろしくお願ひいたします。説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第9号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第9号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第9号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、平成17年7月7日から愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、愛知県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、平成17年7月7日に西枇杷島町、清洲町及び新川町が合併し、清須市となることに伴い、地方自治法290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合を構成する地方公共団体の数を減少させるとともに愛知県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて協議するため必要があるからであります。詳細は担当より説明を申し上げます。

##### ○総務部長（杉山政男君）

では、はねていただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約でございまして、本日、議案第9号資料として愛知県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約の新旧対照表を御配付させていただいておりますので、それをごらんいただきたいと思っております。

議員の選挙区の第2区中でございますけれども、改正前「西枇杷島町 豊山町」を「豊山町」に、それから改正前の「春日町 清洲町 新川町」を「春日町」に改めるもので、裏を見ていただきますと、同表の第13区中、愛西市の次に清須市を加えるものでございます。

戻っていただきまして附則でございます、1はこの規約は平成17年7月7日から施行するものでございまして、2は在職する議員の経過措置でございます。以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第10号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第10号：愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第10号：愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約について。

愛西市は、別紙のとおり規約を定めて、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務を愛知県に委託するものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、愛西市の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務を愛知県に委託するため必要があるからであります。詳細は担当より説明を申し上げます。

○総務部長（杉山政男君）

それでは、はねていただきまして、愛西市と愛知県との間の公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託に関する規約でございます。

第1条は委託事務の範囲でございます、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、愛西市を甲として、地方公務員災害補償法第69条及び70条の規定による愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において定める次に掲げる事務を、事務委託でございますけれども、その管理及び執行を愛知県、乙に委託するものでございます。1号は公務災害補償等認定委員会の事務でございます、2号は公務災害補償等審査会の事務でございます。

第2条は委託事務に要する経費の支弁の方法でございます、第1項は委託事務の管理及び執行に要する費用は乙が支弁する。いわゆる愛知県が支弁するものでございます。第2項で、前項の経費は甲、いわゆる愛西市の負担とするものでございます。

第3条はその他の必要な事項でございます、この規約に定めるほかは事務委託に関し必要な事項は、愛西市と愛知県が協議して定めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成17年12月1日から施行するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

◎日程第15・議案第11号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第11号：市の境界変更についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第11号：市の境界変更について。

地方自治法第7条第1項の規定に基づき、稲沢市と愛西市との境界を別紙のとおり変更することを愛知県知事に申請するものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、住宅宅地開発に伴い、稲沢市との境界変更を愛知県知事に申請する必要があるからでございます。内容説明は担当より申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

議案第11号：市の境界変更についての内容説明を申し上げます。

まずこの境界変更につきましては、従前から旧佐織町、旧平和町、両町において協議が進められてきておまして、このたびの合併により市の境界変更として地方自治法の規定に基づき事務手続を進めるものでございます。

それでは大変申しわけございませんけれども、議案第11号の資料、境界変更見取図の方を御参照いただきたいと思います。

この見取図にも記載がしてございますように、今回境界変更が必要となりました区域は日光川と三宅川の合流付近でございまして、都市計画線引き前から宅地でございました。従前地は遊技場、いわゆるパチンコ店として土地の利用が図られておりましたが、その遊技場の閉鎖により住宅用地として今回土地利用がされるものでございます。

続きまして次の資料、境界変更図の方を御参照ください。

それで、この宅地開発計画によりますと、現在の境界線、これは凡例にもお示ししてございますように2点破線、いわゆるこの図面でいきますと左から右へ斜めに引いてある線が現在の境界線でございます。ごらんいただきますと、住宅の宅地を横断する形になりまして、現状のままでは宅地開発後に住まれる住人の人々に種々の不便が生じることが予測されることから、愛西市と稲沢市でございますけれども、両市が現地調査、協議を進めてきました結果、境界の一部を変更することに合意ができましたので、市境界変更を愛知県知事へ申請するというものでございます。

なお、新たな市の境界線につきましては、今度は凡例にも示してございますように、太い実線の部分です。これが今度の新しい市の境界になりますけれども、その市の旧境界を挟んで左上の網かけで囲った部分が愛西市へ編入する区域となります。右側の斜線で囲った区域が稲沢市さんへ編入される区域となります。

それで、これも参考としてつけさせていただきましたように、変更に伴いまして市の行政面積は稲沢市が8.17平米増となり、愛西市につきましては8.17平米の減となります。また、この

議案につきましては、稲沢市さんも本市と同趣旨の内容で今定例会へ上程をされております。
以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第12号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第12号：平成17年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第12号：平成17年度愛西市一般会計予算。

平成17年度愛西市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 216億 1,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年6月13日提出、市長名であります。

詳細につきましては、それぞれ担当より御説明を申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

それでは私の方から、議案第12号：平成17年度愛西市一般会計予算の内容について御説明を申し上げます。大変恐縮でございますが、事前に配付させていただいております概要書に基づきまして、その中で特に主な事業について御説明をさせていただきます。それをもって内容の説明にかえさせていただきますので、その点、御了承いただきたいと思います。

今回の17年度の予算編成の基本的な考え方につきましては、先ほど冒頭に市長の招集あいさつの中で述べられましたように、2町2村合併という特殊要因があったことから、合併協議による調整方針、また各町村の総合計画等を踏まえまして、それぞれの町村が予定をしております17年度の通年予算を基本に、いわゆる未収金、未払金、4月から6月までの3ヵ月分

の暫定予算を含め予算編成をいたしました。総額で 216億 1,700万と相なったわけでございます。

それでは歳入の部に入らせていただきます。

まず、市の自主財源でございます市税につきましては、旧 4 町村の実績等をもとに総額 65億 5,626万 3,000円を計上いたしました。

次に、歳入総額の約 20% を占めることとなります地方交付税につきましては総額で 42億 800 万円を計上いたしました。普通交付税におきましては、これから本算定の時期に入っていくわけでございますが、当初の予算といたしましては 4 町村の 16 年度交付実績をベースに、合併直後における行政の一本化に要する経費等に対する財政措置として、基準財政需要額に算入されます合併補正分を加味いたしました。普通交付税につきましては 37億 800 万円計上をいたしました。また、特別交付税につきましては、合併を機に行うコミュニティー施設整備等、また新たなまちづくり、いわゆる公共料金の格差是正に係る事業に対応するために、国の方から財政措置されます特例加算分ということで、本予算へは 5 億円を計上させていただいております。

次に市債、地方債の関係でございますが、これも記載してございますように、佐屋地区の親水公園整備事業を初めといたしまして、前年度からの継続事業でございます佐織中学校建設工事、また各小・中学校の耐震補強工事について計上をさせていただいております。概要書 2 ページの方に入ります。そちらの方をごらんいただきたいと思います。なお、この地方債の関係で合併特例債の関係でございますが、これは合併前からの継続事業も含めまして一応本予算にそれぞれ反映をさせていただいております。その中で、その事業が特例債の対象となるのか、また事業の適債性について、当然県等との調整が必要になってまいります。現状の段階ではその辺の詳細な部分について今担当の方で詰めておりますが、本予算の段階で計上することができませんでした。そういったことによりまして、市債総額といたしましては 17億 3,900 万円を計上させていただいたという内容になっております。

次に歳出の部の関係でございます。

まず総務関係でございますけれども、これも記載してございますように、愛西市誕生を記念いたしまして、その式典経費といたしまして 300 万円を計上させていただきました。また、三つ目のコミュニティー費におきましては、市内 9 ヲ所のコミュニティーセンター施設にかかる維持管理費や九つのコミュニティー団体の活動経費に対する補助、また各地区、これは大字単位がつくと思いますけれども、各地区におけるコミュニティー活動の育成や集会所など施設の運営管理の充実を図るために助成金等を含めまして、このコミュニティー費におきまして総額 7,033万 5,000円を計上させていただいております。

六つ目の賦課費の関係でございますけれども、御承知のように 18 年度は固定資産の評価替えの年に当たります。その評価替えの関係につきまして、それに係る作業委託業務や、また家屋の新增築等による、担当課の方で管理図面を管理しておりますけれども、その図面の加除、修正業務に係る事業費といたしまして 6,131 万円計上をさせていただいております。

次に 3 ページの方へ移りますけれども、災害対策総務費の関係でございます。市の防災体制

の強化、またその防災体制の確立を図るために、地域防災計画策成委託料といたしまして 525 万円、また市内全域を網羅した避難所などを掲載した防災マップの作成をしたいということで、委託料として 130万円計上をさせていただいております。さらに災害発生時に備え、各自主防災組織が即時活動できますように、消火栓ボックスなどを初め自主防災用備品の購入費として 1,208万 5,000円を計上させていただいております。

次に民生費関係でございます。二つ目の老人福祉費関係におきましては、これも合併協議の中でいろいろ調整をしていただきました項目でございます。65歳以上のひとり暮らしの老人を対象に、安否確認と健康維持を図っていただくために、乳酸菌配付事業といたしまして 750万 5,000円を計上させていただいております。

次に、児童福祉総務費では、少子化対策事業といたしまして第3子以降の子の出産に対し出産祝い金、これは支給対象児1人15万円でございますけれども、その祝い金を支給するために 1,740万円を計上させていただきました。

それから御承知のように、新市になりまして福祉事務所が設置されたわけでございますが、生活保護総務費において、この福祉事務所で行う各種生活保護業務の実施について、生活扶助費といたしまして 2億 9,929万 8,000円計上をさせていただいております。

次に衛生関係でございますが、これは3ページから4ページにまたがります。まず4ページの環境衛生費の関係でございますが、住宅用太陽光システム設置に対する補助として40件分、1,200万円を計上させていただきました。また、これも合併協議の中でいろいろ御協議をいただきました斎場の関係でございますが、いわゆる市外の斎場を利用された住民の皆さん方に対する利用料の補てん制度といたしまして、その補助金 555万円を計上させていただいております。

それから塵芥処理費におきましては、10月からのごみ分別収集、収集頻度の見直しを踏まえまして、塵芥収集委託料といたしまして 3億 518万 2,000円を計上させていただいております。

その次に5番目の農林水産関係でございます。まず1点目に農業土木費におきまして、これは市内各土地改良区さんがあるわけでございますが、その各土地改良区域内において実施をされます単県事業、あるいは単独事業、また適正化事業、さらに農村振興総合整備事業がそれぞれ実施をされておるわけでございますが、その事業等、いわゆる排水路等の整備について土地改良施設整備事業補助金といたしまして 1億 1,841万 4,000円を計上させていただいております。

次に5ページの方をごらんいただきたいと思います。水田農業構造改革対策費の関係でございます。これにつきましては、麦、大豆の集団転作への補助を初めといたしまして集落営農組合設立、また生産調整達成者への補助等を含めまして、生産調整助成金として 3,060万円を計上いたしました。

次に、排水対策費におきましては、これは各地元の方から要望をいただく事業の関係でございますが、排水路改修工事について 3,710万円を計上させていただきました。また、ヘドロ等

による排水機能が低下しております排水路のしゅんせつを行うため、維持工事費として 2,427万 3,000円を計上させていただいております。

次に土木関係でございます。4番目の関係でございますが、都市計画総務費におきまして親水公園整備工事、これは本年度につきましては親水公園の中の多目的広場の整備工事を予定しております。その整備工事に係る工事設計の委託料ということで 3,300万円を、また都市計画街路の整備を図るため、藤波駅前広場に隣接をします佐織・津島・西春線のいわゆる街路事業といたしまして工事費 2 億円を計上させていただきました。また、民間木造住宅耐震改修への補助金といたしまして 1 棟 80 万円を限度に 10 棟分、これも当初予算の方へ 800 万円の予算を計上させていただきました。

次に消防費の関係でございます。常備消防施設費におきまして、老朽化及び出動頻度等の増加等に伴いまして緊急自動車としての性能低下によりまして特殊車両の更新を図るということで、車両の購入費といたしまして水槽付消防ポンプ自動車 3,300万円、高規格救急車 2,835万 5,000円を計上させていただきました。

次に 6 ページの方をごらんいただきたいと思います。教育関係でございます。この中で主なものといたしましては、各町村耐震調査診断を踏まえまして、市としての補強工事をいたしまして、校舎の耐震補強工事として、まず小学校費の関係でございますが、これは立田南部小学校、立田北部小学校、2 校を対象にいたしまして耐震補強工事 1,531万 4,000円計上をさせていただいております。

また、中学校費におきましては、佐屋の永和中学校、八開中学校の 2 校について、同じように補強工事を進めてまいりたいということで、1 億 5,806万 4,000円計上をさせていただきました。また、御承知のように、学校建設費におきましては、平成 16 年度、17 年度の 2 ヶ年の継続事業である佐織中学校建設事業に 18 億 9,846万 6,000円を計上させていただいております。

次に社会教育関係でございます。この社会教育の中身におきましては、社会教育総務費におきまして、これにも記載してございますように、一部の行事はそれぞれ本年度は引き続いて行うんだというような協議の方針に基づきまして、この社会教育の中で社会教育総務費の中においては八開、立田地区盆踊り大会に係る事業費といたしまして 973万 5,000円を計上させていただきました。なお、ここでつけ加えさせていただきますけれども、従来よりそれぞれの地区で盆踊り、あるいは納涼祭りが実施されているわけでございます。特に社会教育費の中では、立田・八開の盆踊りの経費についてはここで位置づけをさせていただいておりますけれども、佐屋地区、佐織地区の納涼祭りに係る予算につきましては、佐屋地区については総務費で、また佐織地区については商工費において計上をさせていただいております。これも一応今年度に限り旧町村の予算の計上のやり方を踏襲すると。その辺の十分時間的な調整ができませんでしたので、そういった形で本予算の方には位置づけをさせていただいております。御了承賜りたいと思います。

最後に公民館運営費の関係でございますが、佐屋、佐織両公民館ホールの音響設備改修等に係る修繕工事といたしまして 5,161万 7,000円を計上いたしました。

なお、冒頭に議会事務局長さんの方からも御報告がございましたように、大変申しわけございません。本日お配りをできなかつたわけですけれども、いわゆる旧4町村、16年度の当初予算のトータルの額と、それから今後の愛西市の本予算の当初予算の額ですね。その比較表を一応お手元の方にお配りをさせていただいておりますので、大変申しわけございませんけれども、参考にしていただきたいと思います。

以上をもちまして予算の概要説明とさせていただきます。御精読を賜りまして御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第13号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第17・議案第13号：平成17年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第13号：平成17年度愛西市土地取得特別会計予算。

平成17年度愛西市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億11万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。本日提出、市長名であります。

内容につきましては、担当より御説明申し上げます。

○企画部長（石原 光君）

議案第13号：愛西市土地取得特別会計予算の内容について御説明を申し上げます。

これも大変申しわけございません。お手元の概要書の7ページをお開きいただきたいと思っております。

このたびの土地取得特別会計の予算の総額につきましては、先ほど市長が申されましたとおり、3億11万2,000円という総額で計上をさせていただいております。

それで、議員各位は御承知のごとく、この会計の性質は公共用地などの先行取得を目的とするものでございまして、現時点で購入するという予定の土地はございませんが、いわゆる公共事業用としての物件が生じれば即時に購入したいという考えで、土地購入費といたしまして3億円計上をさせていただきました。

なお、この土地の購入の資金につきましては、基金からの繰入金で対応したいという考えで基金からの繰入金3億円を計上させていただいております。なお、当然これも御承知のごとく、この物件が1件5,000平米以上のときには当然ながら議会の議決をいただかなければならないというふうに私どもは解釈をしております。そうした物件が生じた場合は合議の上で決定をさせていただきたいというふうに考えておりますので、その点よろしくお願い申し上げます。

す。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

それではここで暫時休憩といたします。

午後は13時30分から会議を再開いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは皆様、引き続き御苦勞さまでございます。

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第14号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

日程第18・議案第14号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第14号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計予算。

平成17年度愛西市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億 1,260万8,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億 8,075万9,000円と定める。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億円、直営診療施設勘定2,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、愛西市長名であります。

細部にわたりましては、担当より御説明申し上げます。

○保健部長（中野正三君）

それでは、愛西市国民健康保険特別会計予算につきまして、概要書の7ページに基づきまして御説明を申し上げます。

事業勘定の総額は61億 1,260万 8,000円の計上で、旧町村の16年度予算と比べますと7億 405万 2,000円の増額で13.02%の増となっております。

歳入のうち、国民健康保険税は19億 5,524万 7,000円ですが、このうち未収入金、滞納繰越

分を除く現年度分は18億 8,772万円で、旧町村の16年度と比べますと 7,564万 1,000円の減額で、前年比3.85%の減となっております。また、一般会計繰入金9億 6,547万 9,000円、基金繰入金1億円を計上しております。

歳出のうち、保険給付費として42億 8,711万 3,000円の計上でございますが、このうち未払金を除きますと40億 9,682万 1,000円となり、旧町村の16年度と比べますと6億 6,131万円の増額で、前年比19.25%の増でございます。また、老人保健拠出金は11億 2,991万 6,000円で、旧町村の16年度と比べ2億 2,371万 4,000円の減額となり、前年比16.53%の減でございます。介護納付金は4億 968万円で、旧町村の16年度と比べ6,380万 5,000円の増額となり18.45%の増となっております。

続きまして、直営診療施設勘定の総額は1億 8,075万 9,000円の計上で、前年度予算と比べますと1,055万 7,000円の増額で6.2%の増となっております。

歳入では診療収入1億 4,134万 2,000円でございますが、未収入金を除く現年度分は1億 2,680万 2,000円で、前年比2.64%の増となっております。また、運営準備基金繰入金として1,804万 8,000円を計上いたしております。

歳出では医業費9,199万 2,000円の計上で、16年度と比べますと1,280万 4,000円の増額で、前年比16.17%の増となっております。主な要因といたしましては、昨年度開院に伴い新しく導入いたしました医療用機械・器具の保守点検委託料が346万円の増と、医薬材料費に未払金717万 8,000円が含まれておりますための増額となっております。以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第15号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・議案第15号：平成17年度愛西市老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第15号：平成17年度愛西市老人保健特別会計予算。

平成17年度愛西市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億 4,083万 7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。本日提出、市長名であります。

詳細は担当より御説明申し上げます。

○保健部長（中野正三君）

それでは、愛西市老人保健特別会計予算について、概要書の7ページに基づきまして御説明を申し上げます。

予算の総額は53億4,083万7,000円の計上で、旧町村の16年度予算と比べますと2億9,236万7,000円の増額で、前年比5.79%の増となっております。

歳入のうち、支払基金交付金30億2,561万1,000円の計上ですが、現年度分は27億5,571万9,000円で、16年度と比べますと3億6,473万1,000円の減額になります。前年比11.9%の減でございます。国庫支出金、県支出金の現年度分はそれぞれ11%ほどの増となっております。

歳出のうち、医療諸費は52億1,226万4,000円の計上でございますが、未払金を除きます現年度分は48億7,936万7,000円となり、旧町村の16年度予算と比べますと1億5,423万4,000円の減額となり、前年比3.06%の減となっております。また、諸支出金で支払基金、国・県への16年度分返還金及び一般会計繰出金として1億1,162万7,000円を計上しております。以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第20・議案第16号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第20・議案第16号：平成17年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第16号：平成17年度愛西市介護保険特別会計予算。

平成17年度愛西市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億7,693万7,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,984万1,000円と定める。

2 保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 保険事業勘定の地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。本日提出、市長名であります。

詳細は担当より申し上げます。

##### ○福祉部長（山田信行君）

介護保険特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。予算概要書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

予算規模につきましては、ここに記載のとおり、保険事業勘定が30億 7,693万 7,000円となっております。歳入の介護保険料4億 5,442万 6,000円につきましては、17年度は旧4町村の保険料をそのまま不均一化して徴収するということになっておりますので、前年対比にも大きな変化はございません。なお、今年度事業で第3期介護保険事業計画を作成することになっておりますので、この計画に基づき18年度からの新しい介護保険料を設定することになっております。国庫支出金以降の主な財源につきましては、いずれも保険給付費に対する所定の負担割合に基づき計上をしております。

なお、この概要書には記載がされておられませんけれども、17年度は計画期間3年の最終年度に当たりますので、基金からの繰り入れを5,150万円計上させていただいております。

また、保険事業勘定予算を前年度の4町村の当初予算総額と比べますと約5億 1,300万円増額になっております。その主な内訳は、保険給付費の伸びが約2億 5,000万円、そして16年度分の未払金が約2億 2,000万円含まれております。そういうことで御承知おきをいただきたいと存じます。

なお、サービス事業勘定の予算は総額が2億 6,984万 1,000円となっております。その内容につきましては、介護保険事業所としてのサービスの提供を充実していくための経費、そしてまた佐屋第1デイサービスセンターのリフレッシュ工事等を計上しておりますが、そういったものが主な内容でございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第17号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第21・議案第17号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第17号：平成17年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算。

平成17年度愛西市の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億 1,635万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。本日提出、市長名です。

詳細は担当より説明させます。よろしくお願い致します。

○上下水道部長（若山富士夫君）

それでは、概要書の8ページの真ん中辺をごらんいただきたいと思います。

農業集落排水事業等特別会計予算についてでございますが、歳入では分担金及び負担金ということで2,577万8,000円、これにつきましては、立田地区、八開地区等を中心に予算を計上させていただいております。なお、続いて使用料及び手数料1億8,686万6,000円、県補助金5億2,623万5,000円、繰入金5億1,529万2,000円、市債2億8,120万1,000円等、これにつきましては、立田地区、それから八開地区の一部を中心に予算を計上させていただいております。

なお、歳出につきまして、県費補助事業に係る管路実施出来高等設計委託料ということで、これも立田地区、それから一部八開地区も入っておりますが、ここで1億1,521万5,000円を計上させていただきました。続きまして、工事請負費ということで7億3,490万9,000円ということで、これも主に立田地区の管路工事、それから処理施設の一部というようなことで計上をさせていただいております。また、管理組合維持管理請負料ということで1億2,989万3,000円を計上いたしておりますが、これは各地区のそれぞれの管理施設について維持管理をいただくために予算を計上させていただいております。簡単でございますが、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第22・議案第18号（提案説明）

##### ○議長（横井滋一君）

次に、日程第22・議案第18号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

議案第18号：平成17年度愛西市公共下水道事業特別会計予算。

平成17年度愛西市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,187万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。本日提出、市長名であります。

詳細は担当より申し上げます。

##### ○上下水道部長（若山富士夫君）

続きまして、公共下水道事業特別会計について御説明をさせていただきます。

歳入でございますが、概要書の8ページ、下段の方でございます。国庫補助金で3億円、そ

れから流域及び公共下水道事業債として、起債でございますが、6億2,710万円を計上させていただきます。

なお、歳出につきましては、国庫補助事業に係る事業費として、佐屋及び佐織公共下水道事業の実施設計委託料ということで1億8,536万円、これは主に佐屋並びに佐織地区の市街化を中心とした区域の予定をいたしております。それから工事請負費等として5億8,000万円、流域下水道事業負担金として1億2,320万円、これは流域の処理場に係る管路とか処理施設の県への負担金ということで計上をさせていただきます。

非常に簡単でございますが、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第19号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第23・議案第19号：平成17年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第19号：平成17年度愛西市水道事業会計予算。

（総則）第1条 平成17年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 9,232戸。

(2) 年間総給水量 317万6,000立方メートル。

(3) 1日平均給水量 8,701立方メートル。

（収益的収入及び支出）第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収入、第1款・水道事業収益4億2,886万1,000円、第1項・営業収益3億8,440万6,000円、第2項・営業外収益4,444万3,000円、第3項・特別利益1万2,000円。

支出、第1款・水道事業費用4億3,193万6,000円、第1項・営業費用4億1,451万6,000円、第2項・営業外費用884万円、第3項・特別損失458万円、第4項・予備費400万円。

（資本的収入及び支出）第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,065万5,000円は過年度分損益勘定留保資金8,497万9,000円、当年度分消費税資本的収支調整額567万6,000円で補てんするものとする。）

収入、第1款・資本的収入7,336万1,000円、第2項・工事分担金2,536万1,000円、第3項・他会計出資金3,300万円、第4項・補助金500万円、第5項・企業債1,000万円。

支出、第1款・資本的支出1億6,401万6,000円、第1項・建設改良費1億4,771万7,000円、第2項・企業債償還金1,629万9,000円。

（一時借入金）第5条 一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

（企業債）第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定

める。下段をお目通しいただきたく思います。

(債務負担行為) 第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。これも下段をお目通しください。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 6,535万7,000円。

(他会計からの補助金) 第9条 高料金対策のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,406万円である。

(たな卸資産の購入限度額) 第10条 たな卸資産の購入限度額は、446万円と定める。本日提出、市長名であります。

詳細につきましては担当より説明申し上げます。

○上下水道部長(若山富士夫君)

それでは概要書の9ページ、最後のページをごらん賜りたいと思います。一部重複するところがあるかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

収入につきましては、給水収益3億8,437万4,000円、他会計補助金4,406万円を計上いたしております。なお、収益的支出は4億3,193万6,000円で、内訳といたしまして佐織分で3億2,145万9,000円、八開で1億1,047万7,000円ということになっております。

なお、支出は動力費で1,952万円、県水受水費として1億8,461万7,000円ということで、県水の受水が大きく占めておるわけでございます。

それから、収入額に対して支出額が多いのは赤字で計上いたしておるわけでございますが、公営企業会計におきましては赤字・黒字計上が許されるものであります。赤字がこれから続けばまた料金改正等ということをお願いすることになるのではなかろうかと思われま

す。次に資本的収入で7,336万1,000円ということですが、これは内訳にいたしまして佐織分で7,230万8,000円、八開で105万3,000円ということで計上をさせていただいております。なお、収入分で工事分担金2,536万1,000円、これは老朽管、いわゆる石綿管の布設替えに伴う他会計からの補助ということで3,300万円、それから補助金、国庫として500万、それから企業債の借り入れということで1,000万円を計上いたしておるところでございます。

なお、支出の1億6,401万6,000円の内訳でございますが、佐織分として1億2,944万8,000円、八開分として3,456万8,000円を計上いたしております。

最後でございますが、なお資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,065万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,497万9,000円をもって、それから当年度分消費税資本的収支調整額567万6,000円で補てんをいたしております。

簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第24・議案第20号(提案説明)

○議長（横井滋一君）

次に、日程第24・議案第20号：海部地区休日診療所組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

議案第20号：海部地区休日診療所組合規約の変更について。

市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により、海部地区休日診療所組合規約の一部を別紙のとおり変更するものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、佐屋町、立田村、八開村及び佐織町が合併し、愛西市となったことにより、地方自治法第290条の規定により、海部地区休日診療所組合規約を変更することについて協議するため必要があるからであります。詳細につきましては担当より説明申し上げます。

○保健部長（中野正三君）

それでは、改正内容につきましては、お手元に議案第20号資料として海部地区休日診療所組合規約の一部改正新旧対照表をお配りしてありますので、こちらで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第2条、組合を組織する地方公共団体の規定の改正でございますが、「町村（以下「組合町村」という。）」を「市町村（以下「組合市町村」という。）」に改め、第9号から第12号に規定する佐屋町、立田村、八開村及び佐織町を削り、第1号として愛西市を加えるものでございます。そして、それぞれ以下1号ずつ繰り下げるものでございます。

第5条、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法の規定でございますが、第1項、組合議員の定数「12人」を「10人」に改め、第2項「組合議員の選出区分は、組合町村それぞれ1人とする」を「組合議会の選出区分は、次のとおりとする。」ということで「第1号・愛西市2人、第2号以下それぞれ1名とするものでございます。

第3項、第4項及び第6項中、「組合町村」を「組合市町村」と改めるものでございます。

第6条、組合の執行機関の組織及び選任の方法の規定では副管理者「11人」を「8人」に改め、第2項、第3項及び第8条中「組合町村」を「組合市町村」に改めるものでございます。

次に附則の規定でございますが、改正規約の附則にお戻り願いたいと思います。

第1項、施行期日は、愛知県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

第2項、適用は、この規約の議決の日から愛知県知事の許可のある日までの間における改正後の組合新規約の規定の適用は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定の例によるものでございます。

第3項、経過措置でございますが、新規約第5条第2項の規定により、愛西市から新たに選出された議員の任期にあっては、同条第5項で任期は2年と規定されておりますが、平成19年3月31日までとするものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・同意第1号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第25・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

ただいま議題となりました同意第1号：愛西市監査委員の選任についての提案理由の説明をいたします。

愛西市発足後、監査委員が空席となっておりましたので、地方自治法第196条第1項の規定により御提案を申し上げます。

監査委員につきましては、同法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て選任することとなっております。愛西市監査委員の定数は同法第195条第2項の規定による愛西市監査委員に関する条例により2名の委員となっており、識見を有する委員1名、市議会議員のうちから1名を選任することとなっております。

同意第1号は、識見を有する委員についての御提案であります。住所、愛西市東保町東河原716番地、氏名、河原操氏は金融機関の要職を歴任されております。また、経験等、人格、力量ともにすぐれており、最適任者であると認め、選任をいたしたいので、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条の規定により4年となっております。どうぞよろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・同意第2号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第26・同意第2号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

ただいま議題となりました同意第2号の説明をさせていただきます。

愛西市監査委員の定数は2名でありまして、議会選出の委員1名について、地方自治法第196条第1項の規定により御提案を申し上げます。

住所、愛西市須依町元屋敷165番地2、氏名、金森懿市氏を最適任者として選任するものであります。よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議会選出の委員の任期は、地方自治法第197条の規定により議員の任期までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・同意第3号から日程第29・同意第5号まで（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第27・同意第3号から日程第29・同意第5号までを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

ただいま議題となりました同意第3号から同意第5号まで、関連がありますので、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

愛西市公平委員会委員につきましては、地方公務員第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得て愛西市長が選任することとなっております。

委員の選任につきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。委員の定数は、同法第9条第1項の規定により3名となっておりますので、よろしく願いをいたします。

同意第3号：愛西市公平委員会委員の選任について。住所、愛西市立石町本郷8番地、氏名、山田一雄氏。同意第4号：愛西市公平委員会委員の選任について。住所、愛西市西川端町広口29番地、氏名、川口巧氏。同意第5号：愛西市公平委員会委員の選任について。住所、愛西市石田町村前41番地、氏名、城正憲氏の3名については、人格、識見ともにすぐれており、最適任者であると認め、選任をいたしたいので、よろしく御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、公平委員会委員の任期は、地方公務員第9条の2第10項の規定により4年となっておりますが、この規定にかかわらず、最初に選任される公平委員会委員の任期は、同法附則第5項により1人は4年、1人は3年、1人は2年となります。この場合において、各委員の任期は市長がくじで定めることとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・同意第6号から日程第33・同意第9号まで（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第30・同意第6号から日程第33・同意第9号までを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

ただいま議題となりました同意第6号から同意第9号まで、関連がありますので、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

愛西市固定資産評価審査委員会につきましては、愛西市発足時に地方税法第423条第8項及び第9項の規定により、旧町村の委員の中から4名の委員を選任し、暫定の委員会を設置しておりましたが、今回、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得て愛西市長が選任することとなっております。委員の選任につきましては、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任することとなっております。委員の定数は、地方税法第423条第3項の規定による愛西市税条例第78条の規定により4名となっております。

同意第6号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。住所、愛西市戸倉町中屋敷11番地、氏名、西村幸雄氏。同意第7号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。住所、愛西市佐屋町宅地 157番地、氏名、加藤一郎氏。同意第8号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。住所、愛西市勝幡町下市場2426番地5、氏名、恒川篤氏。同意第9号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。住所、愛西市元赤目町川並 340番地1、氏名、佐藤博一氏の4名については、固定資産評価に関する知識、人格、識見とものにすぐれており、最適任者であると認め選任をいたしたいので、よろしく御同意を賜りますようお願いをいたします。

なお、委員の任期は、地方税法第423条第6項の規定により3年となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・同意第10号から日程第38・同意第14号まで（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第34・同意第10号から日程第38・同意第14号までを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

ただいま議案となりました同意第10号から同意第14号まで、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

愛西市教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得て愛西市長が任命することになっております。委員の任命につきましては、いずれも人格が高潔で見識もすぐれ、教育に対する熱意、経験も豊富であり、委員として最適任者であり、任命したいので、よろしく御同意を賜りますようお願いをいたします。

同意第10号：愛西市教育委員会委員の任命について。住所、愛西市二子町新田 138番地、氏名、伊藤文治氏。同意第11号：愛西市教育委員会委員の任命について。住所、愛西市佐屋町新田52番地4、氏名、遠藤有三氏。同意第12号：愛西市教育委員会委員の任命について。住所、愛西市早尾町南川並 222番地、氏名、石原豊昌氏。同意第13号：愛西市教育委員会委員の任命について。住所、愛西市持中町佐渡り 377番地、氏名、青木萬生氏。同意第14号：愛西市教育委員会委員の任命について。住所、愛西市勝幡町塩畑2645番地、氏名、堀田直紀氏。以上の5名でございます。

なお、教育委員会委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定にかかわらず、最初に任命される委員の任期は同法施行令第20条の規定により、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年となっております。この場合において、各委員の任期は市長が定めることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・推薦第2号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第39・推薦第2号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、愛西市農業委員会委員の推薦について御説明をいたします。

任期満了が平成17年7月19日となっております。このため今回推薦をお願いするものでございます。任期は3年でございます。

愛西市農業委員会委員の議会推薦の委員には、堀田 清議員、大鹿一夫議員、祖父江 靖議員、中島義雄議員の4名を推薦するものでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・選挙第6号

○議長（横井滋一君）

次に、日程第40・選挙第6号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

この件につきましては、委員等の任期満了に伴い議長あてに選挙依頼がありましたので、御報告をし、事務局から説明をさせます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について御説明いたします。

資料につきましては、皆様のお手元に配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、本会議において委員4名、補充員4名を選挙していただくものでございます。なお、任期は4年でございます。

なお、資料として、議案の後ろに配付をさせていただいておりますので、朗読は省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・選挙第7号

○議長（横井滋一君）

次に、日程第41・選挙第7号：海部津島水防事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（伊藤辰雄君）

それでは、海部津島水防事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

資料につきましては、皆様のお手元に配付をさせていただいております。

海部津島水防事務組合議会議員には、組合規約第6条による組合議会議員が4名でございますが、組合規約第6条ただし書きによる組合議会議員について、市長から現在、愛西市佐屋消

防団団長の長尾翠記氏が推薦されておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

お諮りをいたします。この件につきましては、本日採決をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。海部津島水防事務組合規約第6条ただし書きの規定による組合議会議員については、市長推薦のとおり長尾翠記氏を海部津島水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、長尾翠記氏が海部津島水防事務組合規約第6条ただし書きの規定による組合議会議員に当選されました。

ただいま海部津島水防事務組合議会議員に当選されました長尾翠記氏には、文書をもって会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第42・請願第1号（提案説明）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第42・請願第1号：乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願ひたいと思います。

○38番（永井千年君）

それでは、乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願を、紹介議員を代表して提出いたします。

乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することを求める請願。

愛西市議会議長 横井滋一殿。提出は2005年6月2日です。

請願者、愛西市をよくするみんなの会 代表 水野寿里。住所は愛西市須依町元屋敷 145番地5。紹介議員は永井千年議員、中島義雄議員、宮本和子議員、真野和久議員、加藤敏彦議員、堀田幸比古議員、浜本七重議員の7名であります。

請願の趣旨ですが、今、若い親たちは、子供の笑顔に励まされながら、仕事と子育てを両腕に抱えて懸命に家庭を育てています。

子育ての大きな不安の一つに、子供の病気があります。子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多く、病気の早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切です。その一つとして子供の医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になります。

乳幼児の医療費無料制度の拡大は、全国の市町村に広がっており、海部郡でも飛島村が中学卒業まで、弥富町、甚目寺町が小学卒業まで拡大しています。

4月から愛西市となりました。新市が少子高齢化への対策として、また安心して子供を産み、育てることのできる愛西市にするためにも、子育て支援対策として小学校卒業まで乳幼児医療費無料化を拡大するよう求めます。

請願項目は、乳幼児の医療費無料制度を小学校卒業まで拡大することです。

なお、この請願は1,047名の賛同署名を添えて提出をされています。議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして本日の全日程は終了いたしました。

次の継続会は6月20日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも大変御苦労さんでございました。

午後2時18分 散会